



全社協・地域福祉部 News File No.172

令和 5 年 5 月 8 日号

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
地域福祉部/生活福祉資金貸付事業支援室
全国ボランティア・市民活動振興センター

<https://www.zcwvc.net/>

- 『全社協・地域福祉部 News File』は、市町村社協法制化 40 周年を迎え、コロナ特例貸付を経験した今こそ、各社協が今後の目指すべき方向性を考える参考となるよう、全社協地域福祉推進委員会の各種専門委員会の検討状況や社協事業・活動関連の制度動向等をお伝えします。

< 配信先 >

都道府県・指定都市社会福祉協議会 地域福祉担当・生活福祉資金担当、市区町村社会福祉協議会

<< 配信元 >>

全国社会福祉協議会 地域福祉部/生活福祉資金貸付事業支援室/全国ボランティア・市民活動振興センター

TEL：03-3581-4655 E-mail z-chiiki@shakyo.or.jp

今号のトピック

被災地支援・災害ボランティア情報

- 令和 5 年石川県能登地方を震源とする地震

コロナ特例貸付を通じた社協実践

- NORMA 社協情報 No.363 (令和 5 年 1 月号) 特集「特例貸付の借受人を含む生活困窮者の生活再建に向けた支援～償還開始にあたって～」

全社協からのお知らせ

- 全社協中央福祉学院「令和 5 年度社会福祉主事資格認定通信課程 (秋期コース)」(締切：令和 5 年 6 月 30 日)
- 全社協出版部「事例から見る 社会的養護の子どもを守る法律相談 Q&A」
- 全社協出版部「みんなでめざそう！地域づくりとソーシャルワークの展開」
- 全国民生委員児童委員連合会「令和 5 年度「民生委員・児童委員の日」活動強化週間～支えあう 住みよい社会 地域から～」(令和 5 年 5 月 12 日～5 月 18 日)

制度・施策等の動向

- 厚生労働省「第 216 回社会保障審議会介護給付費分科会」(令和 5 年 4 月 27 日) 及び厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」(令和 5 年 5 月 1 日)
- 内閣官房「第 2 回こども未来戦略会議」(令和 5 年 4 月 27 日)
- 財務省「財政制度等審議会財政制度分科会」(令和 5 年 4 月 28 日)

情報提供・ご案内

- 内閣官房「令和 5 年度地域における孤独・孤立対策に関する NPO 等の取組モデル調査」(締切：令和 5 年 5 月 26 日)
- 厚生労働省「令和 4 年度老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業「住まいと生活支援の一体的支援に関する取組の普及啓発等事業」成果物」
- 厚生労働省「令和 4 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業「支援現場における新たな相談者層への対応・相談員等への支援体制の現状と今後のあり方に関する調査研究事業」成果物」
- チャイボラ「社会的養護施設に関心のある方向けのオンライン見学会」



▲画像をクリックすると該当ページにジャンプします。





被災地支援・災害ボランティア情報

令和 5 年石川県能登地方を震源とする地震

令和 5 年石川県能登地方を震源とする地震による被災状況

令和 5 年 5 月 5 日 14 時 42 分に発生した石川県能登地方を震源とする地震により、石川県内で最大震度 6 強が観測され、現在 2 県（石川県、富山県）で被害が発生しています。

令和 5 年 5 月 8 日 10 時 00 分現在、人的被害 35 名（死者 1 名、負傷者 34 名）、住宅被害 5 棟（全壊 3 棟、一部破損 2 棟）が報告されました。

総務省消防庁 石川県能登地方を震源とする地震による被害及び消防機関等の対応状況
<https://www.fdma.go.jp/disaster/>

災害救助法を適用

石川県では、令和 5 年 5 月 5 日に次の市町村に災害救助法を適用しました。

- ・ 輪島市
- ・ 珠洲市
- ・ 鳳珠郡能登町

内閣府 令和 5 年石川県能登地方を震源とする地震にかかる災害救助法の適用について
https://www.bousai.go.jp/pdf/230505_kouji.pdf

被災地の社協の動き

珠洲市社協

令和 5 年 5 月 6 日に、珠洲市社協災害ボランティアセンターが開設されました。

ボランティアの募集は、登録対象を奥能登 2 市 2 町（珠洲市・能登町・穴水町・輪島市）在住者又は事業所・各種団体の方です。

珠洲市社協 珠洲市社会福祉協議会災害ボランティアセンター開設のお知らせ
<http://suzushi-syakyo.or.jp/>

珠洲市社協 珠洲市社会福祉協議会 Facebook
<https://www.facebook.com/suzusyakyo/>

石川県社協

石川県社協では、県内の市町村社協と連携し、被災地の情報収集・連絡調整を行っています。

また、先遣隊として現地に派遣し被害状況の確認を行っています。

石川県社協 令和 5 年 5 月 5 日（金）能登地方を震源とする地震に係るボランティア情報
https://www.ishikawa-npo.jp/volunteer/R4.7_miyagi.html

全社協の動き

石川県社協に連絡をし、被災地の情報収集を行っています。

また、支援 P（災害ボランティア活動支援プロジェクト会議）と情報を共有し、被害状況、今後の支援について情報共有を行っています。

全社協被災地支援・災害ボランティア情報 令和 5 年石川県能登地方を震源とする地震（第 3 報）
<https://www.saigaivc.com/20230508/>

全社協被災地支援・災害ボランティア情報 令和 5 年石川県能登地方を震源とする地震（第 2 報）
<https://www.saigaivc.com/20230506/>

全社協被災地支援・災害ボランティア情報 令和 5 年石川県能登地方を震源とする地震（第 1 報）
<https://www.saigaivc.com/20230505/>



コロナ特例貸付を通じた社協実践

◎ コロナ特例貸付を通じた社協実践を募集しております。z-chiiki@shakyo.or.jp までご連絡ください。

NORMA 社協情報 No.363 (令和 5 年 1 月号) 特集「特例貸付の借受人を含む生活困窮者の生活再建に向けた支援～償還開始にあたって～」

NORMA 社協情報 No.363 (令和 5 年 1 月号) の特集は、「特例貸付の借受人を含む生活困窮者の生活再建に向けた支援～償還開始にあたって～」です。

コロナ禍において、社協では特例貸付を含む生活困窮に関する相談を受けてきました。令和 5 年 1 月から特例貸付の償還が開始され、引き続き生活困窮の状態にあるケースも多く、今後も積極的な取り組みが求められています。

全社協地域福祉推進委員会では、今後の社協としての取り組みについて検討し、「特例貸付の借受人を含む生活困窮者への支援における社会福祉協議会の役割」(令和 4 年 9 月 30 日) をとりまとめました。

特集ではその概要とともに、特例貸付を通して幅広い関係者と連携してきめ細かな支援を行ってきた社協の取り組みを紹介しています。



▲画像をクリックすると事例集にジャンプ

NORMA 社協情報 No. 363 (令和 5 年 1 月号)

特集「特例貸付の借受人を含む生活困窮者の生活再建に向けた支援～償還開始にあたって～」

今後の社協における借受人を含む生活困窮者支援についての考え方

- 令和 5 年 1 月からは償還が始まり、今後、借受人とは 10 年以上の関わりが継続する。借受人のなかには、コロナ禍以前から生計が苦しい状態であったり、複合的な課題を抱えている人も少なくない。債権管理は都道府県社協が実施主体として行うが、借受人を含む生活困窮者が抱える生活の困りごとへの支援は社協の本来の役割であり、市区町村社協の積極的な取り組みが欠かせない。そして、特例貸付を通じて顕在化した地域生活課題に対し、地域住民や多様な社会資源と連携しながら支援を行っていくことが重要である。
- 以下の取組の柱を参考にしながら、各社協が取り組みの具体化を進めるとともに、市区町村社協、都道府県社協、全社協が連携し、それぞれの役割を発揮して進めることが必要となる。

< 具体的な取組の柱 >

- ① 生活困窮者への相談支援
適切なアセスメント、課題に応じたつなぎ、現物給付、孤独・孤立の防止や居場所づくりのための参加支援
- ② 借受人の生活課題の把握
ニーズ把握のためのアウトリーチ（アンケート、電話、訪問等）を行い支援の優先度を判断、つながるためのきっかけづくり（相談会、フードバンク等）
- ③ 多機関との連携による対応
外国人支援や居住支援の拡充、連携や役割分担についての協議、定期的な連絡会等の開催、必要に応じて社会資源の開発
- ④ 地域への働きかけ
顕在化した地域生活課題を住民や団体等に発信し、生活困窮者を支える地域づくりを進める
- ⑤ 相談支援の体制整備、社協内の部門間連携
債権管理事務費を活用した正規職員の配置等による体制強化、部課を超えた事例検討の実施による局内連携
- ⑥ 都道府県社協の取り組み
体制強化や職員研修等のバックアップ、都道府県への働きかけや政策提言
- ⑦ 全社協の取り組み
財源確保や新たな支援策創設等に関する国への要望、取り組み事例の収集発信、生活福祉資金貸付事業のあり方に関する検討

事例 1 「チーム座間で支える、重なり合う支援」

(神奈川県・座間市社会福祉協議会)

- 座間市社協では、早期に相談につながるために支援者間の「顔の見える関係性」を築く仕組みづくりとして、庁内関係部署（自立相談支援機関・収納課・市民税課・国保年金課・介護保険課・医療課）と勉強会を実施。

事例 2 「特例貸付終了後の生活困窮者への伴走的支援」

(大阪府・門真市社会福祉協議会)

- 大阪府内では特例貸付の償還・免除に係る通知時に、現状の生活に関する実態を把握するため任意のアンケートを同封。門真市社協では、アンケート回答者の全員に対して電話にて聞き取りを行い、貸付終了後のニーズ把握や必要な相談援助を実施。

地域福祉・ボランティア情報ネットワーク NORMA 社協情報バックナンバー
https://www.zcwvc.net/member/mag_norma/

全社協からのお知らせ

全社協中央福祉学院「令和5年度社会福祉主事資格認定通信課程（秋期コース）」（締切：令和5年6月30日）

全社協中央福祉学院は、令和5年度社会福祉主事資格認定通信課程（民間社会福祉事業職員課程）秋期コースの募集を開始しました（締切：令和5年6月30日）。

「社会福祉主事」は、福祉事務所等で必要とされる公務員の任用資格ですが、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉などの民間社会福祉事業の現場においても、福祉職員の基礎的な資格として準用されています。

福祉系学校を卒業していない方や、事務職の方にご受講いただくことで、現場の福祉力向上に寄与できるものと考えています。

また、本課程修了後、所定の相談援助業務に2年以上従事すると、「社会福祉士」の受験資格を得るための短期養成施設への入学資格を得ることができ、社会福祉士への近道となります。相談支援専門員、障害分野のサービス管理責任者の実務経験年数短縮にも活用可能です。

令和5年度社会福祉主事資格認定通信課程（秋期コース）

- 【受講期間】 令和5年10月1日より1年間
- 【受講定員】 500名
- 【受講料】 89,000円（テキスト・教材費、スクーリング授業料含む）
※ スクーリング出席に係る交通費・宿泊料・食費は別途各自負担。
- 【会場】 中央福祉学院（ロフォス湘南） 〒240-0197 神奈川県三浦郡葉山町上山口 1560-44
- 【申込締切】 令和5年6月30日

中央福祉学院 令和5年度社会福祉主事資格認定通信課程（秋期コース）

https://www.gakuin.gr.jp/training/course_autumn/

全社協出版部「事例から見る 社会的養護の子どもを守る法律相談 Q&A」

本書は、「実親からの性暴力を子どもが打ち明けてくれました。警察に届けるべき?」「子どもの意見表明権を尊重するとは?」「子どもの単独親権者が負債をかかえて亡くなりました。どう動けばいい?」「国籍不明の外国人が産んだ子どもの国籍は?」「里子がスマホを使ってゲームで高額な課金請求。里親が負担すべき?」といった、社会的養護にかかわる施設職員や里親が抱く、子どもの権利や法律に関する悩みを、弁護士がわかりやすく解説します。

事例から見る 社会的養護の子どもを守る法律相談 Q&A

- 【著者】 佐野 みゆき 著 全国児童養護施設協議会 協力
- 【定価】 2,200円（税込）
- 【主な内容】 第1章 社会的養護の基礎知識・用語
第2章 事例で見る 子どもにまつわる法律相談
1節 子どもの生命・身体の安全
2節 子どもの権利の尊重
3節 子どもと財産にまつわる問題
4節 子ども等の行為と委託先の責任
5節 措置終了後のかかわり
第3章 子どもの身分に関する手続
第4章 法律で子どもを守るための支援・制度



福祉の本出版目録 事例から見る 社会的養護の子どもを守る法律相談 Q&A（紙版）

<https://www.fukushinohon.gr.jp/book/b10030732.html>

福祉の本出版目録 事例から見る 社会的養護の子どもを守る法律相談 Q&A（電子版）

<https://www.fukushinohon.gr.jp/book/b10031650.html>



全社協出版部「みんなでめざそう！地域づくりとソーシャルワークの展開」

本書は、地域共生社会の実現に向けた地域生活課題の解決のためのソーシャルワークの基礎知識、福祉施設等が地域のためにできることや、地域に根差した施設となるための取り組み、そもそも地域とつながる意義とは何かなど、多様な実践事例も紹介しながら、わかりやすく解説しています。本書を通読するだけでも、これからの地域づくりの実践への一助となるものです。

実践事例では、「本人とその家族に寄り添い、地域で支える」（岩手県・宮古市社会福祉協議会）、「地域支援を意識したケアマネジメントと“地域住民+専門職”が協働して取り組む伴走型支援」（愛知県・半田市社会福祉協議会）、「家を片付けられないごみ屋敷状態の人の支援を通じた地域づくり・仕組みづくり」（大阪府・豊中市社会福祉協議会）、「ニーズ発見から計画づくり、サービス開発へ（買い物支援）」（福岡県・北九州市社会福祉協議会）等、社協による地域づくりの実践が掲載されています。

コロナ特例貸付の借受人のフォローアップ支援については、社協がこれまで培ってきた「現場力」であるソーシャルワーク機能を発揮し、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設等の関係者・関係機関と連携・協働のもとに取り組んでいくことが重要です。**本書を通読することで、地域共生社会の実現に向けたソーシャルワークの基礎知識を学ぶことができ、また、社協が社会福祉法人・福祉施設と連携・協働して取り組む地域づくりの実践事例を学ぶことができます。**

みんなでめざそう！地域づくりとソーシャルワークの展開 ～地域生活課題の解決に向けたソーシャルワーク研修テキスト～

【体 裁】 A4判 80頁 978-4-7935-1377-0

【発行年月】 2021年8月

【価 格】 1,210円（本体：1,100円）

【主な内容】

第1部 地域共生社会の実現に向けたソーシャルワークの基本知識を理解しよう

第1章 地域生活課題のとらえ方

第1節 地域生活課題とは何か

第2節 地域について考える

第3節 地域生活課題の解決を通じた地域づくり

第2章 地域共生社会とは何か

第1節 地域共生社会の理念

第2節 包括的支援体制が求められる背景

第3節 包括的支援体制と重層的支援体制整備事業

第3章 なぜソーシャルワークが求められているのか

第1節 地域共生社会の実現とソーシャルワーク

第2節 ソーシャルワークが必要とされる理由

第4章 ソーシャルワークの基礎

第1節 ソーシャルワークの定義

第2節 ソーシャルワークは何をするのか

第3節 ソーシャルワークの価値と倫理

第5章 ソーシャルワークの主要な機能

第1節 ニーズの発見とアセスメント

第2節 地域住民や関係機関との連携

第3節 協働による社会資源の開発

第6章 学びを実践につなげるために

第2部 事例をとおして、社会福祉法人・福祉施設、社協等における地域実践を理解しよう

第3部 資料



福祉の本出版目録 みんなでめざそう！地域づくりとソーシャルワークの展開

<https://www.fukushinohon.gr.jp/book/b10001783.html>





全国民生委員児童委員連合会「令和5年度「民生委員・児童委員の日」活動強化週間～支えあう 住みよい社会 地域から～」(令和5年5月12日～5月18日)

全国民生委員児童委員連合会(全民児連)は、毎年、5月12日を「民生委員・児童委員の日」としています。

また、この日からの1週間(5月12日～18日)を「活動強化週間」と定め、民生委員・児童委員制度やその役割を積極的にPRする期間としています。

民生委員・児童委員の存在や活動を、より多くの人びとに知ってもらえるよう、全国各地においてさまざまな広報活動が展開されます。ぜひ、各地での取り組みに対してご理解とご協力をお願いいたします。

令和5年度「民生委員・児童委員の日」活動強化週間～支えあう 住みよい社会 地域から～

- 【民生委員・児童委員の日】 令和5年5月12日(金)
- 【活動強化週間】 令和5年5月12日(金)～5月18日(木)
- 【一斉取り組み日】 令和5年5月14日(日)

「民生委員・児童委員の日」について

- 全国民生委員児童委員協議会(当時)は、昭和52年(1977年)に、毎年5月12日を「民生委員・児童委員の日」とすることを決めました。これは、大正6(1917)年5月12日に岡山県済世顧問制度設置規程が公布されたことに由来するものです。

「活動強化週間」とは

- 5月12日から1週間を「活動強化週間」とし、民生委員・児童委員活動周知のための取り組みを強化する期間としています。

全国民生委員児童委員連合会「民生委員・児童委員活動理解促進PR動画・PRポスター」

- 全民児連では、民生委員・児童委員活動理解促進のPR動画・PRポスターを作成し、活動のPR活動を行うことで民生委員・児童委員自らの意識を高め、今後の民生委員・児童委員活動を発展させます。

PR動画「あなたのまちにも編」(70秒)
<https://youtu.be/m80W8m7oW2Y>



PRポスター「ご存じですか？ 民生委員・児童委員」
https://www2.shakyo.or.jp/wp-content/uploads/2023/04/poster_shakyo1.pdf



▲画像をクリックすると動画・ポスターデータにジャンプ

【参考】民生委員・児童委員、民児協と社協等が連携・協働して取り組む実践事例集

- 令和4年3月、全民児連では、民生委員・児童委員が地域共生社会について理解を深め、自らの日ごろの民生委員・児童委員活動、民児協活動が地域共生社会の実現につながっていることを確認するための資料として『活動事例集 地域共生社会と民児協活動～地域共生社会の実現に向けた民生委員・児童委員、民児協としての行動方針～』を作成。
- 事例集では、地域共生社会の実現に向けて、民生委員・児童委員、民児協と社協(地区社協、市区町村社協)等が連携・協働して取り組む事例等も掲載。



▲画像をクリックすると事例集にジャンプ

全国民生委員児童委員連合会 令和5年度「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」実施要領
<https://www2.shakyo.or.jp/wp-content/uploads/2023/03/fab29a2c70688b74c700e248f7ac4f97.pdf>

全国民生委員児童委員連合会 民生委員・児童委員活動理解促進のデジタルサイネージ動画広告
<https://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/digitalsignage/>



制度・施策等の動向

厚生労働省「第216回社会保障審議会介護給付費分科会」（令和5年4月27日）及び厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」（令和5年5月1日）

令和5年4月27日、「第216回社会保障審議会介護給付費分科会」（分科会長：田辺 国昭 国立社会保障・人口問題研究所所長）が開催され、テクノロジー活用等による生産性向上の取組に係る効果検証（介護ロボット等による生産性向上の取組に関する測定事業）について報告が行われるとともに、今後の新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて協議が行われました。

これまで、新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等により、一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等が想定されるため、介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準などについては、柔軟な取扱いが可能とされていました。

令和5年5月8日より感染症法上における新型コロナウイルス感染症の位置づけが変更されることを踏まえ、今回、この臨時的な取扱いの見直しを行うものです。

今後の対応として、必要なサービスを提供する上で、現状において、継続することが必ずしも適当と考えられない事項などについては必要な見直しを行った上で、これまでの臨時的な取扱いを当面の間継続することとされました。具体的には、以下のとおりです。

- 利用者や介護職員等において新型コロナの感染者が発生した際にも、安定的にサービス提供を行うための特例や、ワクチン接種の促進のための特例については、当面の間継続する。
- 引き続き感染対策を行いながら必要なサービスを提供する観点及び新型コロナの位置づけ変更やオンラインによる研修環境の改善等を踏まえ、より合理的な取扱いに見直すことが適当なものについては、必要な見直しを行ったうえで継続する。
- 位置づけ変更に伴い、各種制限が緩和されることを踏まえ、特例的な取扱いがなくても必要なサービスを提供することが可能と考えられるものについては終了する。

介護報酬上の臨時的な取扱いの見直し（案）

対応の方向性	現行の主な措置	位置づけ変更後(R5.5.8以降)の取扱（案）
共通	ワクチン接種の促進のための特例 ・利用者等への接種に職員が従事する場合の人員基準の柔軟な取扱い。 ・サービス利用中に接種を行う場合に減算を行わない取扱い。	当面の間継続
	人員基準の緩和 ・コロナ患者へのサービス提供の有無などに関わらず、幅広くコロナの影響があった場合、人員基準違反・減算としない取扱い。	利用者や従事者にコロナ患者等が発生した場合において、柔軟な取扱いを継続。
	研修が受けられない場合の特例 下記の研修について未受講の場合に、基準違反・減算としない取扱い。 ・介護支援専門員実務研修の実習 ・ユニットリーダー研修の実地研修 ・認知症GH管理者等に対する認知症介護実践者研修	実習・実地研修に限り、新型コロナの影響により未受講の場合に、基準違反・減算としない取扱いを継続。
	これまでの新型コロナへの緊急的・社会的対応を踏まえた特例 ・災害における取扱いを参考にした各種サービスや申請、自治体事務の柔軟な取扱い。 ・外出自粛要請、まん延防止等重点措置、慰労金などに関連した柔軟な取扱い。 ・ケアプランで予定されていたサービス提供が行われない場合でも居宅介護支援費が算定可能。 ・その他、感染拡大防止への対応を評価する観点から行う特例的な算定の取扱い。	通常通りにサービス提供や事務処理等を行う。
入所系	退院患者の受入れ促進 ・退院患者を受け入れた場合に、入退所前連携加算（最大30日間）が算定可能。 ・退院患者を受け入れた場合の人員基準の柔軟な取扱い。	当面の間継続
	入退所の制限による影響 ・在宅復帰率、ベッド回転率に連動する報酬について、影響を受けた月を除いて計算を可能とする取扱い	当面の間継続
	サービスの簡略化などに関する特例 ・コロナの影響により、自宅を訪問できない場合も、連携にかかる加算が算定可能。	感染対策をした上で、通常通りにサービス提供を行う。
通所系・訪問系	訪問への切り替え ・通所系の事業所が休業となった際に、代替として訪問でのサービスを提供した場合、通所サービスと同等の報酬を算定可能とする。	当面の間継続
	サービスの簡略化などに関する特例 ・感染対策の観点からサービス提供を短時間とした場合においても、最短時間（通所介護の場合は2時間以上、通所リハの場合は1時間以上。訪問介護の場合は20分以上等）の報酬が算定可能。 ・安否確認や、療養指導、福祉用具貸与計画等の説明等を、電話で行った場合に、一定の報酬が算定可能。 ・モニタリングや訪問休強化加算について、訪問が困難な場合にも柔軟な取扱いにより一定の報酬が算定可能。	感染対策をした上で、通常通りにサービス提供を行う。

位置づけ変更後の状況等を踏まえて、その後の取扱いを検討

今回の給付費分科会の協議内容を踏まえ、令和5年5月1日、厚生労働省は、事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」を発出しました。

この事務連絡では、臨時的な取扱いを「当面の間継続」「見直しを行った上で臨時的な取扱いを継続」「令和5年5月7日をもって終了」に分類しています。

「当面の間継続」

- 利用者や従事者等において新型コロナ感染者が発生した際にも、安定的にサービス提供を行うための臨時的な取扱いや、ワクチン接種の促進のための臨時的な取扱いについては、当面の間継続する。

「見直しを行った上で臨時的な取扱いを継続」

- 引き続き感染対策を行いながら必要なサービスを提供する観点及び新型コロナの位置づけ変更やオンラインによる研修環境の改善等を踏まえ、より合理的な取扱いに見直すことが適当なものについては、以下の通りの見直しを行った上で臨時的な取扱いを継続する。
 - 人員基準等の緩和に係る臨時的な取扱いについては、利用者や従事者（同居する家族を含む）に新型コロナ感染者（又はその疑いがある者）が発生した場合において、柔軟な取扱いを継続する。
 - 研修に係る臨時的な取扱いについては、実習・実地研修に限り、新型コロナの影響により未受講の場合に、基準違反・減算としない取扱いを継続する。

「令和5年5月7日をもって終了」

- 新型コロナの感染症法上の位置づけ変更に伴い、各種制限が緩和されることを踏まえ、臨時的な取扱いがなくても必要なサービスを提供することが可能と考えられるものについては、当該臨時的な取扱いを令和5年5月7日をもって終了する。

厚生労働省 第216回社会保障審議会介護給付費分科会
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32841.html

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて
<https://www.mhlw.go.jp/content/001093399.pdf>

厚生労働省 (別紙1) 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて
<https://www.mhlw.go.jp/content/001093400.pdf>

厚生労働省 (別紙2) 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて
<https://www.mhlw.go.jp/content/001093402.pdf>

内閣官房「第2回こども未来戦略会議」(令和5年4月27日)

令和5年4月27日、「第2回こども未来戦略会議」(議長：岸田 文雄 内閣総理大臣)が開催され、こども・子育て政策の強化について、3つの基本理念(「若い世代の所得を増やすこと」「社会全体の構造・意識を変えること」「全ての子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援すること」)に沿って協議が行われました。

今回の協議を踏まえ、岸田 文雄 内閣総理大臣は、若者・子育て世代の所得を増やすための一丁目一番地は、構造的な賃上げの実現であるとし、男女ともに働きやすい環境の整備、希望する非正規雇用の方の正規化、女性の就労の壁となっている制度の見直し、同一労働同一賃金の徹底などに加え、リ・スキリングによる能力向上の支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化という三位一体の労働市場改革を加速する必要があるとしました。

内閣官房 第2回こども未来戦略会議
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_mirai/dai2/gijisidai.html

首相官邸 総理の一日(令和5年4月27日) こども未来戦略会議
https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/actions/202304/27kodomo.html

財務省「財政制度等審議会財政制度分科会」（令和5年4月28日）

令和5年4月28日、「財政制度等審議会財政制度分科会」（分科会長：十倉 雅和 住友化学株式会社代表取締役会長）が開催され、人口・地域（①少子化総論、②東京一極集中・税源偏在と地方財政に関する課題、③人口減少下における持続可能な社会資本整備のあり方、④人口減少下における農村等のあり方、⑤少子化が進展する中での教育の質の向上）を論点に協議が行われました。

少子化対策の財源に関しては、全世代型社会保障制度構築の観点から、歳出改革の取り組みを継続しつつ、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（骨太方針2022）に沿って、企業を含め社会・経済の参加者全員が公平な立場で広く負担する新たな枠組みについて検討する必要があります。

また、地方財政に関しては、コロナ禍において、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」をはじめ国からの多額の財政移転が、地方の黒字額や基金の大幅な増加につながった可能性があるとし、コロナが5類感染症に位置付けられた後は、地方財政の構造を平時に戻すべきであるとしています。

財政制度等審議会財政制度分科会（令和5年4月28日）資料 財政各論②人口・地域

※ 全社協地域福祉部整理

少子化総論（まとめ）

- 女性のキャリアと家庭の両立性が出生率向上の要因であり、①父親の参画、②母親の就労に関する社会意識、③柔軟な労働市場、④子育て支援政策が重要との指摘がある。それぞれについて、以下のような取り組みを進めることが必要。
 - 【①父親の参画】男性育休の取得促進に向けた制度と給付両面の対応の抜本強化や多様な働き方を組み合わせることで育児期の男女がともに希望に応じてキャリア形成との両立を可能とする仕組みの構築。
 - 【②社会意識】各企業の取組状況の「見える化」や、子育て支援や女性活躍を推進する企業を補助金採択時に優遇するなど、企業のインセンティブ強化。
 - 【③柔軟な労働市場】雇用のセーフティネットの適用範囲を拡大し、非正規雇用であっても安心して働きながら主体的に学び直しに取り組むとともに、仕事と育児を両立できる環境を整備。
 - 【④子育て支援政策】保育の受け皿拡大や幼児教育・保育の無償化（3歳～5歳）などを実施してきた結果、「家族関係社会支出」（対GDP比）は、近年、大きく増加。引き続き、こうした子育て支援政策を着実に実施。
- 少子化対策の観点から制度横断的に政策を強化していく必要。その際の財源については、全世代型社会保障制度構築の観点から、歳出改革の取り組みを継続しつつ、骨太2022に沿って、企業を含め社会・経済の参加者全員が公平な立場で広く負担する新たな枠組みについて検討する必要があります。

東京一極集中・税源偏在と地方財政に関する課題

- 人口減少下、人口動態・経済活動面において、東京一極集中が続いている。税源の偏在性が大きい地方法人課税については、これまでも累次の偏在是正措置が講じられているが、東京都の地方税収等は、増加傾向が続き全国に占めるシェアも高い水準。
- 生産年齢人口の地方から東京都への流入に加え、電子商取引の普及・拡大、個人小売店の減少・コンビニエンスストアの着実な増加などの事業形態の変化が、地方税収の偏在の拡大要因。
- 税収が集中する東京都は、豊かな財力を背景に手厚い行政サービスを実施。東京都と地方との間の行政サービスの格差は、地方からの更なる人口流出をもたらす可能性がある。各地域の実情に応じたきめ細やかな行政サービスを地方団体が安定的に提供していくための基盤として、偏在性が小さい地方税体系の構築が重要。
- コロナ臨時交付金をはじめ国からの多額の財政移転が、地方の黒字額や基金の大幅な増加につながった可能性。コロナが5類感染症に位置付けられた後は、地方財政の構造を平時に戻すべき。

財務省 財政制度等審議会財政制度分科会（令和5年4月28日）

https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/proceedings/material/20230428zaiseia.html

情報提供・ご案内

内閣官房「令和5年度地域における孤独・孤立対策に関するNPO等の取組モデル調査」 (締切：令和5年5月26日)

孤独・孤立の問題は、人生のあらゆる場面で誰にでも起こり得るものであり、既存制度を通じた課題解決に加え、地域の多様な主体の連携を通じた日常生活環境でのつながりの強化や居場所の確保が予防や早期対応の観点からも重要です。

このため、内閣官房では、地域における官民連携モデルや孤独・孤立問題への日常生活環境での早期対応や予防に資する取組モデルを構築し、全国展開を図るとともに、効果的な支援方法等の検討を行うための調査を実施します。

※ 内閣官房孤独・孤立対策担当室が株式会社NTTデータ経営研究所に委託して実施。

令和5年度地域における孤独・孤立対策に関するNPO等の取組モデル調査

【事業目的】

- 非正規雇用労働者の増加等の雇用環境の変化、情報通信社会の急速な進展等による生活環境の変化、少子高齢化や核家族化、未婚化・晩婚化、これらを背景とした単身世帯や単身高齢者の増加といった社会環境の変化により、「孤独・孤立」が生まれやすい社会となっている。
- 孤独・孤立の問題の特性として、原因や背景事業が多岐にわたり、かつ複雑に絡み合い、分野横断的な支援を要する場合が多く、既存の制度や支援機関では対応できない場合があること等が挙げられる。このような問題に対しては、「課題解決型の支援」と「つながり続けること」の両方を組み合わせることや、孤独・孤立が起こりにくいような「豊かな地域づくり」といった視点が必要である。
- 「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム 分科会2」の「中間整理」においても、孤独・孤立対策に関して、「課題解決型の支援」と「つながり続けること」を両立させることがセーフティネットの構築であると捉えるべきである」と指摘されている。その上で、セーフティネットが機能する場面について、「緊急時対応（相談支援体制等）」のみならず、「日常生活環境（地域社会のあらゆる生活環境）における対応」が予防や早期対応の観点からも重要であることが明言されている。
- 一方で、「日常生活環境における対応」に関しては効果的な施策のあり方について行政側の知見が乏しく、発展途上にある状況であることが課題となっている。
- このため、本事業において、NPO及び社会福祉法人等をはじめとした多様な主体の協働による創意工夫にあふれる日常生活環境における孤独・孤立の予防や早期対策につながる活動に対して、支援を行う。

【対象団体】

法人格を有する非営利団体（特定非営利活動法人、公益法人（公益財団・社団法人、一般財団・社団法人、社会福祉法人、学校法人等）、および法人格を持たない任意団体（地縁組織、地域運営協議会等非営利かつ公益に資する活動を行う団体）

【経費負担金額および採択件数】

- ①市区町村区域を対象とし、地域の関係団体との協働による取り組み
1 団体あたり：上限 200 万円（税込）
採 択 団 体 数：25 団体程度
- ②小学校区や自治会等の区域を対象とし、地域に密着した取り組み
1 団体あたり：上限 50 万円（税込）
採 択 団 体 数：40 団体程度

【実施期間】 契約締結日から令和6年2月10日まで

【締 切 日】 令和5年5月26日（金）正午

【説 明 会】 令和5年5月15日（月）16：00～ ※オンラインにて

申込先 URL：<https://cutt.ly/R5hdtU0>

内閣官房 地域における孤独・孤立対策に関する NPO 等の取組モデル調査の公募開始

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodoku_koritsu_taisaku/pdf/r5_torikumi_model.pdf

NTT データ研究所 令和5年度地域における孤独・孤立対策に関する NPO 等の取組モデル調査

https://www.nttdata-strategy.com/newsrelease/news/kodoku_koritsu_koubo/

厚生労働省「令和4年度老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業「住まいと生活支援の一体的支援に関する取組の普及啓発等事業」成果物」

令和5年4月20日、令和4年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業「住まいと生活支援の一体的支援に関する取組の普及啓発等事業」（受託団体：一般財団法人 高齢者住宅財団）の報告書が公表されました。

この事業では、社協における居住支援の取組にかかる実態調査として、①全国の市区町村社協を対象にしたアンケート調査、②先行的に居住支援に取り組んでいる社協及び生活支援において多様な主体と連携している社協へのヒアリング調査が実施されています。

報告書では、ヒアリング調査の結果等を踏まえ、社協が①日常生活自立支援事業を実施していること、②各種相談事業の受託をしていること、③行政との連携が図られていること、④地域福祉を行っていること、⑤個別支援と体制整備の双方を担えることから、社協は居住支援との親和性が極めて高い組織であることを示唆しています。

また、報告書では、先行的に居住支援に取り組んでいる社協及び生活支援において多様な主体と連携している社協としてヒアリングを実施した7つの社協の居住支援の取り組みを事例集としてまとめています。

社会福祉協議会における居住支援の取組事例

※ 全社協地域福祉部整理

①北海道・本別町社会福祉協議会

「隣人住民同士の見守り・支え合い活動を基盤とした居住支援」
居住支援法人の指定：あり（令和元年10月）
相談窓口：地域福祉部門に居住支援の専門相談窓口を設置（兼任職員3名）

②千葉県・船橋市社会福祉協議会

「居住支援協議会の相談窓口を担い、幅広い支援メニューを揃えてリスク軽減」
居住支援法人の指定：なし
相談窓口：生活福祉資金貸付事業相談業務と兼務で対応（兼務職員2名）

③東京都・府中市社会福祉協議会

「地域福祉コーディネーターと地区社協による寄り添い支援」
居住支援法人の指定：なし
相談窓口：居住支援の専門相談窓口を設置（専任職員2名）

④静岡県・菊川市社会福祉協議会

「居住支援協議会の設立を目指した地域の支援者との関係づくり」
居住支援法人の指定：あり（令和3年4月）
相談窓口：地域福祉担当に居住支援の相談窓口を設置（兼任職員4名）

⑤大阪府・岸和田市社会福祉協議会

「居住支援協議会の実践的な構成員による機動力のある支援の提供」
居住支援法人の指定：あり（平成29年12月）
相談窓口：生活困窮者支援担当が兼務で相談窓口を設置
各種相談支援においても各々の担当者が居住支援を行う

⑥奈良県・奈良市社会福祉協議会

「社協内の4つの地域福祉担当課による相談受付、権利擁護で培った対応力」
居住支援法人の指定：なし
相談窓口：高齢・障害・生活困窮等の各部署内の相談業務の中で対応

⑦宮崎県・都城市社会福祉協議会

「障害者への居住サポート事業を通じた関係機関との連携による住まいの支援」
居住支援法人の指定：なし
相談窓口：高齢・障害・生活困窮等の各部署内の相談業務の中で対応

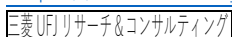
高齢者住宅財団 住まいと生活支援の一体的支援に関する取組の普及啓発等事業
<https://www.koujuuzai.or.jp/wp/wp-content/uploads/2023/04/r04report-4.pdf>

厚生労働省「令和4年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業「支援現場における新たな相談者層への対応・相談員等への支援体制の現状と今後のあり方に関する調査研究事業」成果物」

令和5年4月27日、令和4年度厚生労働省生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業「支援現場における新たな相談者層への対応・相談員等への支援体制の現状と今後のあり方に関する調査研究事業」(受託団体:三菱UFJリサーチ&コンサルティング)の報告書及び成果物「生活困窮相談窓口におけるより良い支援のためのハンドブック」が公表されました。

ハンドブックでは、生活困窮の相談窓口における、①非正規労働者、②個人事業主・フリーランス、③外国人、④若者、⑤女性をはじめとする多様な相談者の支援のポイントを具体的な事例を交えながら紹介しています。

 支援現場における新たな相談者層への対応・相談員等への支援体制の現状と今後のあり方に関する調査研究事業報告書
https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2023/04/koukai_230427_2_01.pdf

 生活困窮相談窓口におけるより良い支援のためのハンドブック報告書別冊
https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2023/04/koukai_230427_2_02.pdf

チャイボラ「社会的養護施設に関心のある方向けのオンライン見学会」

チャイボラ(※)が運営する社会的養護総合情報サイト「チャボナビ」では、このたび、社会的養護施設への就職希望者や、アルバイトやボランティアを検討している方、まずは見学してみたい方等を対象に、オンラインによる施設紹介イベントを実施します。

今回のイベントは、全国から76施設が参加して行われ、一度に複数の施設の情報を得られる機会ともなりますので、関心のある方はぜひご参加ください。

(※)チャイボラとは…?

『子どもたち一人ひとりが大切に育てられる世の中を目指して』

施設で暮らす子どもたちにとって職員の実在はとて大きく、施設で暮らす期間だけでなく退所した後、つまりは人生にも大きな影響を与えます。

しかし、現在施設の職員は不足しており、職員の十分な確保と定着は大きな課題となっています。チャイボラは、職員の確保と定着それぞれの観点から施設をサポートする活動を展開しています。

社会的養護施設に関心のある方向けのオンライン見学会

【日時】 令和5年5月20日(土) 13:00~15:30 北海道・東北エリア
 5月21日(日) 13:00~15:30 関東+新潟エリア
 5月27日(土) 13:00~15:30 東海・北陸エリア
 6月3日(土) 13:00~15:30 近畿・中国エリア
 6月4日(日) 13:00~15:30 九州エリア

※いずれも

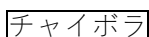
【開催方法】 オンライン (Zoom)

【参加対象】 就職・アルバイト・ボランティアを検討している方、まずは見学してみたい方、施設について学びたい方など

【参加費】 無料 ※事前申込が必要です。

【定員】 各エリア 200~300名 (エリアにより異なります)

【締切日】 各開催日の2日前の18:00まで

 児童養護施設などのオンライン見学フェア
<https://chaibora.org/news/2402/>